「セネガル国 IUU 漁業対策・海難事故防止に係る情報収集・確認調査」

(公示日: 2017年10月11日/公示番号: 170764)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	4.業務実施方針及び留意事	「JICA セネガル事務所と協力し渡航手続き、受け入れ手	ご指摘のとおり、「コンサルタント等契約におけ
	項(2)本邦招聘の実施	続きを実施する」と記載されていますが、「コンサルタント	る研修・招聘実施ガイドライン」(2017年6月版)
		等契約における研修・招聘実施ガイドライン」の通り、業	に従い、原則「実施業務」を対応頂き、「受入業
		務の対象は、原則「実施業務」のみで、それ以外の「受	務」及び「管理業務」は JICA および招へい支援
		入業務」及び「監理業務」は、JICA 国内事業部/国内機	委託先が実施することを想定しています。 従っ
		関又は事業担当部でご対応頂き、コンサルタントは適宜	て【第2業務の目的・内容に関する事項】4.
		調整に協力するという理解でよろしいでしょうか?また、	(2)を「(略)・・・また、JICA セネガル事務所と協
		本邦招聘にかかる経費については別見積に含めてよる	力し渡航手続き、受け入れ手続きを実施す
		しいでしょうか?	る。・・・(略)」から「(略)・・・また、JICA セネガル
			事務所と協力し本邦招聘にかかる実施業務を
			行い、受入業務、管理業務を支援する。・・・
			(略)」に修正します。
			また、本邦招聘にかかる経費は別見積りに含め
			て〈ださい。従って本文第 7(5)に「本邦招聘にか
			かる経費」を追記するとともに、【第2業務の目
			的・内容に関する事項]4.(2)末尾に「また、本
			邦招聘にかかる経費は別見積りとすること。」を
			追記します。

以上